

自動販売機設置事業者募集要項

令和5年1月10日

山武郡市広域水道企業団(以下「企業団」という。)では、事務局庁舎に飲料用自動販売機(以下「自販機」という。)を設置する事業者(以下「設置事業者」という。)を募集します。

募集に参加される方は、この募集要項を熟読し、各記載事項をご確認の上、お申し込みください。

山武郡市広域水道企業団
企業長 松下 浩明

1 公募施設

(1) 名称

山武郡市広域水道企業団

(2) 設置場所(所在地)

事務局庁舎1階玄関ホール(東金市家徳361番地8)

2 公募物件

物件番号	台数	幅・奥行・高さ(cm)	販売品目	最低納付金額(年額税抜き)
1	1台	120×80×190以内	缶・ペットボトル(清涼飲料水など)	97,000円

※応募前に必ず設置場所を確認すること。なお、設置場所の詳細については、別添「設置予定場所位置図」を参照してください。

3 行政財産使用料及び納付金

- (1) 設置事業者は、行政財産使用料として自販機 1台につき年額4,686円(税込)を納入するとともに、納付金提案書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額(納付金提案書に記載された金額の100分の10に相当する金額)を加算した納付金を企業団へ納入していただきます。
- (2) 企業長が発行する納入通知書により、指定した期限までに全額を納入していただきます。

4 行政財産使用許可期間

- (1) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までとします。

ただし、設置事業者が使用許可期間の終了する3か月前までに行政財産の使用許可の申請をした場合は、当初設定した公募条件を変更しないことを前提に、1年毎に使用許可を更新することができます。

なお、令和10年4月1日以降の更新に係る申請をすることはできません。

- (2) 法令や条例等の改正等に伴い変更が必要となる事項が生じたときは、当初設定した公募条件を変更することがあります。

また、使用許可を継続することが適当でない認めるときは、許可を取り消すことがあります。

5 応募に必要な資格要件

次の全ての要件を満たす、法人又は個人に限り応募することができます。

- (1) 次の①から⑦までのいずれにも該当しない者であること。

- ① 成年被後見人
- ② 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
- ③ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ④ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ⑤ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ⑥ 破産者で復権を得ない者
- ⑦ 応募の日から決定の日までの間に、山武郡市広域水道企業団建設工事等請負業者指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている者

- (2) 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者又は、次のいずれかに該当する者であっても、その事実があった後3年を経過した者であること。

- ① 企業団との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- ② 企業団が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ③ 落札者が企業団と契約を締結すること又は企業団との契約者が契約を履行することを妨げた者
- ④ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により企業団が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- ⑤ 正当な理由がなくて企業団との契約を履行しなかった者
- ⑥ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後3年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

- (3) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者であること。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- (6) 国税及び千葉県税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (7) 法人にあつては、千葉県内に本店又は支店等を有する者であること。
個人にあつては企業団の給水区域内に居住し、事業を営んでいる者であること。

※企業団の給水区域内とは、「東金市・山武市(成東・松尾・蓮沼地区)・大網白里市・九十九里町・横芝光町(横芝地区)」の地域をいいます。

6 設置条件

(1) 自販機本体

- ① 酒類及びその類似品を除くこと。
- ② デザインは、公序良俗に反しないものとし、著しく華美なもの等でないこと。
- ③ 省エネタイプのノンフロン対応機種であること。
- ④ 2 公募物件で定めたサイズ以内の機種であること。
- ⑤ 電源を供給するコードやカバー等は必要に応じて用意すること。
- ⑥ 自販機を設置する前に担当職員と協議すること。

(2) 転倒防止対策

自販機は床面に固定し、転倒防止対策を施すこと。

(3) 空き容器回収ボックス

自販機の設置場所に、1個以上の空き容器分別回収ボックス（ペットボトルキャップ用も別途設置すること。）を設置し、設置事業者の責任において適切に管理し、回収・処分すること。なお、回収ボックスに投入された容器等は、全て回収・処分すること。

(4) 災害時の応援救助

「山武郡市広域水道企業団災害対策本部」が設置された場合、設置事業者は、災害時の一助として、自販機内の商品が無償で提供すること。

7 質問書の受付及び回答

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- (1) 受付期間 令和5年1月10日(火)から令和5年1月18日(水)まで
(土曜日及び日曜日を除く)
午前9時から午後5時まで

(2) 受付方法 質問書(別紙5)に記入の上、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

※質問書が届いたかを電話で確認すること。

担当課 総務課契約管財班

Tel 0475-55-7851

Fax 0475-55-7856

電子メール soumu@water-sansui-ki.jp

(3) 質問者への回答

質問事項及び回答をまとめ、質問者に対し、ファクシミリ又は電子メールで個別に回答します。また、令和5年1月25日(水)までに企業団のホームページに掲載します。

8 提出書類

応募に当たっては、以下の書類(正本1部)を企業団に提出していただきます。なお、企業団が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

(1) 応募申込書 (別紙1)

(2) 納付金提案書 (別紙2)

納付金提案書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額として当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって令和5年度分の納付金とするので、応募者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった提案納付金額の110分の100に相当する金額を納付金提案書に記載してください。

なお、納付金提案書のみを封筒に入れ、糊付けをして裏面の上中下3ヶ所に割印し、表面に「氏名(法人は、商号又は名称)、物件番号、販売品目」を記載すること。

(3) 販売品目一覧表 (別紙3)

(4) 誓約書 (別紙4)

(5) 設置予定の自販機のカatalog(寸法、消費電力等が確認できるもの)

(6) 5 応募に必要な資格要件(3)に係る許認可書等の写し(該当する場合のみ)

(7) 定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類(法人のみ)

(8) 納税証明書

【千葉県税】

完納証明書

・ 県税事務所発行(納税証明書その2)の写し

【国 税】

法人の場合：法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書

・ 税務署発行(その3の3)の写し

個人の場合：所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書

・ 税務署発行(その3の2)の写し

(9) 印鑑証明書(原本)

(10) 法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)又は個人の身分証明書等

法人の場合：登記事項証明書の写し

個人の場合：本籍地のある市町村長の発行する「身分証明書」及び各地方方法務局(本局)の発行する「登記されていないことの証明書」の写し

(注) ・ 納税証明書、印鑑証明書及び登記事項証明書等は、提出日において発行日から3ヶ月以内の原本を提出してください。

・ (6)及び(7)の書類については、応募者において原本であることを証明してください。

9 応募申込書の提出方法等

(1) 提出先

山武郡市広域水道企業団 総務課 契約管財班

〒283-0062 東金市家徳361番地8

(2) 提出期間

令和5年1月25日(水)から令和5年2月1日(水)までの午前9時から午後5時までとします。

(土曜日及び日曜日を除く)

(3) 提出方法

持参又は郵送による。

※ 郵送の場合、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかにより令和5年2月1日(水)の午後5時までに必着すること。なお、ファクシミリ及び電子メールでの提出は不可とします。

10 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

(1) 応募申込書の提出方法、提出先、提出期限等が守られなかったとき。

(2) 応募申込書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

(3) 応募申込書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

(4) 応募申込書に虚偽の内容が記載されているもの。

(5) 納付金提案書に記名、押印を欠くもの。

(6) 納付金提案書の金額を訂正したもの。

(7) その他、審査を行うに当たって不相当と認められるもの。

11 応募に要する経費

応募に要する一切の経費等については、応募者の負担とします。

12 設置事業者の決定方法

資格要件を満たしていると認められた者が提出した納付金提案書の記載金額が、最低納付金額以上であり、最高金額の納付金提案書を提出した者を設置事業者に決定することとします。

最高金額となる提案納付金額での申し込みが2者以上ある場合は、当該応募者立会いのもと、くじにより決定します。(くじを実施する場合、事前に電話にて連絡いたします。)

決定は、令和5年2月2日(木)の予定です。

13 設置事業者の公表

設置事業者を決定したときは、応募者に通知するとともに、企業団ホームページに設置事業者名及び納付金額を掲載します。

14 行政財産使用許可申請

(1) 設置事業者として決定された場合は、令和5年2月14日(火)までに、企業長あてに行政財産使用許可申請書を提出していただきます。なお、許可期間を更新する場合は、毎年度、手続きを行うこととします。

(2) 添付書類

- ① 設置場所の図面
- ② 設置する自販機のカatalog(寸法、消費電力等が確認できるもの)
- ③ その他必要書類

(3) 使用許可の手続きに要する一切の費用については、設置事業者が負担とします。

15 契約の締結及び契約保証金

設置事業者として決定され、かつ行政財産使用許可の相手方として適当と認められる場合は、企業団と「自動販売機設置管理契約書」により契約を締結していただきますので、内容をよくご確認の上、応募してください。

また、契約保証金については、企業団会計規程第92条の規定による保証を付していただきます。

16 設置事業者の決定取消し

設置事業者として決定された者が次のいずれかに該当する場合は、当該決定を取り消します。

この場合、提案納付金が高額な順に他の応募者を繰り上げて設置事業者として決定することがあります。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに行政財産使用許可申請の手続きを行わなかったとき。
- (2) 設置事業者が応募者としての資格を失ったとき。
- (3) 設置事業者が本件の相手方として不適当と認められるとき。

17 設置費用等

- (1) 自販機の設置、撤去、移転及び子メーター機の設置等に要する一切の費用については、設置事業者の負担で行っていただきます。
- (2) 自販機に係る電気料金については設置事業者の負担とし、企業長が発行する納入通知書により、指定された期限までに納めていただきます。
- (3) 電気料金については、設置する子メーターを毎月始めに企業団担当職員が検針し、使用量を算定します。

使用量 × 電力量料金単価 = 電気使用料(税込み)

※電力量料金単価は、企業団に送付される電力会社の請求書記載の単価とします。

18 使用上の制限

- (1) 許可用途以外に使用しないこと。
- (2) 自販機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

19 販売品の条件

(1) 販売品の種類

販売品は、多品種、多品目により構成し、夏場は熱中症対策用の飲料水等とし、冬場は温かい品目を構成するよう努めること。

(別紙3 販売品目一覧表に販売品の構成を記載すること。)

(2) 販売価格

各品目の希望小売価格未満とし、設置事業者が設定すること。

20 維持管理等

- (1) 販売品の補充、賞味期限、金銭管理など自販機の維持管理は、設置事業者の責任において適切に行うこと。
- (2) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図り、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続き等を行うこと。
- (3) 自販機の故障、苦情等については、設置事業者の責任において対応するものとし、自販機に連絡先を明記すること。
- (4) 設置事業者は、自販機の毎月の売上本数、売上金額を翌月の25日までに企業団に対し、書面で報告すること。

21 原状回復

設置事業者は、行政財産使用許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、速やかに自己の責任において原状に回復して、企業団に返還して下さい。ただし、企業団が必要がないと認めた場合は、この限りではありません。

《 参考 》

売上実績（令和3年12月から令和4年11月まで）

物件番号	設置場所	公募施設職員数	販売品目	公募自販機の売上数量
1	事務局庁舎1階	56人	缶・ペットボトル (清涼飲料水など)	約8,800本